

第54回 横浜市屋外広告物審議会

次 第

日 時 平成27年1月23日（金曜日） 10時から12時まで

会 場 関係機関執務室（横浜市庁舎5階）

審議事項

議案1 役員を選出について

議案2 デザイン審査部会の設置について

議案3 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例

（1） 関内周辺のデザインマンホールの設置について

（2） 横浜スタジアム照明塔への広告幕の設置について

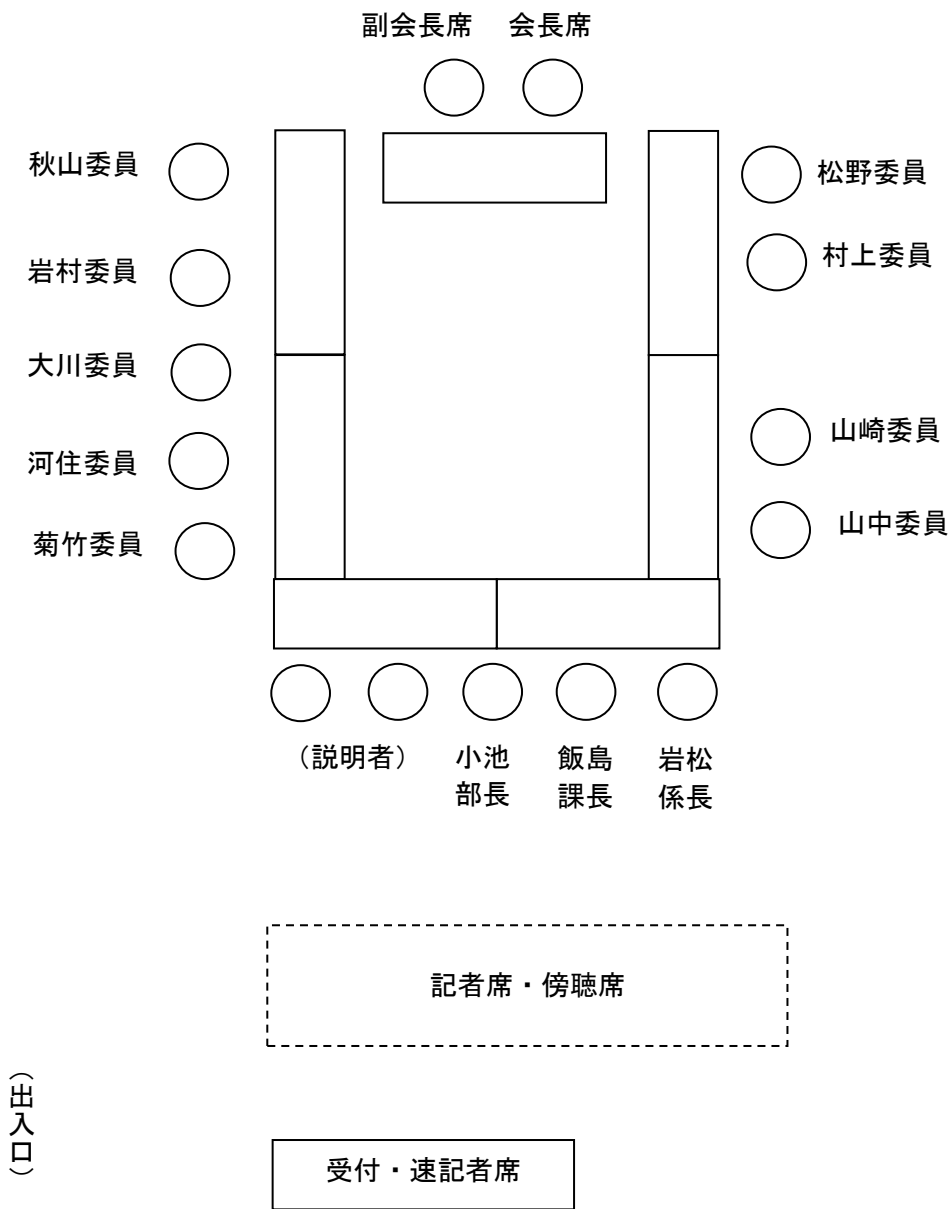
報告事項

1 2014年の横浜サインの取組状況について

2 禁止地域における展望不可案件について

【第 54 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場：横浜市庁舎 5階 関係機関執務室 1



第30期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成26年12月 1日から

平成28年11月30日まで

	氏名	役職名
委員	秋山 桂子	横浜商工会議所議員
〃	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
〃	大川 一平	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	河住 志保	弁護士
〃	菊竹 雪	首都大学東京・同大学院教授
〃	平山 正晴	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 勲	クリエイティブ・ディレクター
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	山崎 洋子	作家
〃	山中 孝文	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長

審議事項 1 役員の選出について

平成 26 年 11 月末をもって横浜市屋外広告物審議会の委員の任期が終了し、新たな委員が選出されました。つきましては、これからの 2 年間の任期中（平成 28 年 11 月末まで）の会長及び副会長を選出する必要があります（横浜市屋外広告物条例規則第 31 条）。

参考 横浜市屋外広告物条例施行規則

（組織）

第 28 条 横浜市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 広告物に関する事業を営む者
- (3) 商工会議所の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 30 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己又は自己と密接な関係のある者の利害に関する議事に参与することができない。ただし、審議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

審議事項2 デザイン審査部会の設置について

1 設置の趣旨

横浜市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第33条1項の規定に基づき、横浜市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）にデザイン審査部会を置きます。

2 所掌事務

- (1) 横浜市屋外広告物条例第19条第1項の規定に基づく許可の特例の申請のうち審議会が適当と認めるものに関し、屋外広告物等（以下「広告物等」という。）のデザインについて、景観的な観点から審査を行います。
- (2) その他審議会が必要と認める広告物等の景観及びデザインに関する事項について助言を行います。

3 構成

規則第33条第2項の規定に基づき審議会会長が指名した委員により構成します。機動的に機能する構成人数として3名程度が事務局としては適切と考えています。

4 要綱（案）

別添1

〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例施行規則

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己又は自己と密接な関係のある者の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、審議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

第 33 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は部会の委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、前 2 条中「審議会」とあるのは「部会」と、第 31 条第 1 項及び前条中「会長」とあるのは「部会長」と、第 31 条第 2 項から第 4 項までの規定中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会設置要綱（案）

制 定 平成27年1月〇日 局長決裁

（設置）

第1条 横浜市屋外広告物条例施行規則（昭和32年3月横浜市条例第6号）第33条第1項の規定により、横浜市屋外広告物審議会にデザイン審査部会を設置する。

（招集等）

第2条 デザイン審査部会は、横浜市屋外広告物条例施行規則第33条第7項の規定により、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等デザイン審査部会の会議を開催することが困難であると部会長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで、デザイン審査部会の会議に代えることができる。

（審議事項）

第3条 デザイン審査部会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 横浜市屋外広告物条例第19条第1項の規定に基づく許可の特例の申請のうち審議会が適当と認めるものに関し、屋外広告物等（以下「広告物等」という。）のデザインについて、景観的な観点から審査を行う。
- (2) その他審議会が必要と認める広告物等の景観及びデザインに関する事項について助言を行う。
- (3) その他市長が必要と認める事項

（審議意見）

第4条 デザイン審査部会の意見は、部会長が取りまとめる。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、デザイン審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この設置要綱は、平成27年1月〇日から施行する。

議案 3 横浜市屋外広告物条例第 19 条に基づく許可の特例について

(1) 関内駅周辺のデザインマンホールの設置について

1 経緯

- (1) マンホールに掲示される広告物は、マンホールも路面の一部となるため、条例上は原則として禁止する広告物に該当します。広告物となるマンホールを設置するためには、第 19 条の特例を以って許可することになります。過去には、第 45 回審議会（平成 22 年 10 月開催）、第 46 回審議会（平成 23 年 4 月開催）及び第 53 回審議会（平成 26 年 6 月開催）において、日産スタジアムのある新横浜地区の横浜マリノスのデザインマンホールを許可の特例として認めた事例があります。
- (2) その際の設置目的は、「市民へのスポーツ振興」、「地域活性化」及び「誘導機能」をデザインマンホールの設置により向上させることであり、これにより設置を許可しています。
- (3) デザインについては、第 45 回（平成 22 年 10 月開催）の審議会の審議を受け、デザイン面の調整を審議会委員と個別に行い、当初デザインから景観への影響が少なく、競技場への歩行者誘導を図る形に変更したものを最終案としています。
- (4) また、前回の審議会では、瀬谷区の三ツ境駅から長屋門公園へのルート沿いの雰囲気づくりを強化する「街づくり活動の一環」として長屋門をデザインしたマンホールを認め、審議会後に周囲の色や形状と合わせるため再度デザイン調整して設置しています。

2 審議のポイント

- (1) 今回の設置者は、地元のプロ野球チームの横浜 DeNA ベイスターズであり、設置目的は、「横浜スタジアム」の中だけで閉じている賑わいを地域にも開放し、街も一体となってプロ野球チームを盛り上げることで街の活性化に貢献するというものです。
- (2) 関内地区は、景観計画に基づく景観推進地区であり、屋外広告物についても他市域と比較して上乘せ基準があるなど景観面で配慮しているエリアです。このため、周囲の景観と調和したデザインにする必要があります。

以上の点から、景観に阻害していないと認められるものであれば、条例第 19 条第 1 項「その他の理由」による「許可の特例」として取り扱うことが適当であると考えます。

〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例

(禁止物件)

第7条 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

デザインマンホールの掲出に関する取扱いの考え方

1 趣旨

屋外広告物となるデザインマンホールについて、特例的に許可をするにあたっての考え方を示します。

2 許可条件

屋外広告物となるデザインマンホールについて特例的に許可を行うには、「特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等」又は「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」(条例第19条)であることが必要で、そのためには以下の条件を満たすものとします。

(1) 設置目的

地域の賑わいの創出、地域景観の向上など、地域の魅力を向上させるものであること。単なるスポンサー等のPRではないこと。

(2) デザイン

- ①設置目的に合致したデザインであること。
- ②周辺の環境(沿道の景観、歩道の路面の色彩、デザイン等)と調和する内容であること。
- ③周辺の消火栓等と混同しないようなデザインとすること。

(3) 維持管理

マンホールの汚れや破損などについて、定期的に点検、清掃や修繕を行うこと。

以上